

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和四十六年四月鳥取県条例第二十三号)中第百十三条の三及び第百三十五条の十一の改正規定並びに附則第十項の規定の施行期日は、昭和四十六年七月十六日とする。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(計器による表示に用いる印の印影の形式)

第三条の二 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百十三条の三後段及び第百三十五条の十一後段に規定する証紙代金収納計器による表示(以下「計器による表示」という。)に用いる印の印影の形式は、別表第三のとおりとする。

第六条の見出しを「(消印した証紙等の整理)」に改め、同条中「消印をしたとき」の下に「又は計器による表示をした申告書を受理したとき」を加える。

第九条の見出しを「(証紙等の出納保管)」に改め、同条第一項中「証紙の」を「証紙又は始動票札(証紙代金収納計器を始動させるために必要な票札をいう。様式第四号の二)の」に、「証紙を」を「証紙又は始動票札を」に改め、「(様式第五号)」の下に「又は始動票札出納簿(様式第五号の二)」を加え、同条第二項中「証紙を」を「証紙又は始動票札を」に改め、「(様式第六号)」の下に「又は始動票札受払簿(様式第六号の二)」を加える。

第十条の見出しを「(証紙等の交付)」に改め、同条第一項中「証紙の」を「証紙又は始動票札の」に改め、「(様式第七号)」の下に「又は始動票札交付請求書(様式第七号の二)」を加え、同条第二項中「証紙を」を「証紙又は始動票札を」に改め、「(様式第八号)」の下に「又は始動票札送付書(様式第八号の二)」を加え、同条第三項中「証紙の」を「証紙又は始動票札の」に改め、「(様式第八号)」の下に「又は始動票札領収書(様式第八号の二)」を加える。

第十三条第一項を次のように改める。

知事は、小売りさばき人に対して、次に掲げる証紙等の区分により、それぞれ当該各号に掲げる金額を売りさばき手数料として交付する。

一 別表第一第一号及び第二号(2)に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の百分の三に相当する金額

二 別表第一第二号(1)に掲げる歳入の納付に用いる証紙 証紙の定価の百分の二に相当する金額

三 証紙のはり付けに代える計器による表示 始動票札に記載された金額の百分の二に相当する金額

第十四条の見出しを「(証紙等の売渡し)」に改め、同条第一項中「証紙売渡し」を「証紙又は始動票札の売渡し」に改め、「(様式第十三号)」の下に「又は始動票札請求書(様式第十三号の二)」を加え、「証紙を」を「証紙又は始動票札を」に改める。

第十六条の見出しを「(証紙等の返還又は交換)」に改め、同条第一項中「条例第七条第一項ただし書の規定により」を削り、「証紙を」を「証紙又は始動票札を」に改め、「(様式第十五号)」の下に「又は始動票札返還請求書(様式第十五号の二)」を加え、同条第二項中「証紙を」を

「証紙又は始動票札を」に改め、「証紙返還(交換)請求書」の下に「又は始動票札返還請求書」を加える。

第十七条の見出しを「(証紙等の売渡状況の報告)」に改め、同条中「証紙の売りさばき状況を」を「証紙及び始動票札の売渡状況を」に「証紙売りさばき報告書(様式第十六号)」を「証紙売渡報告書(様式第十六号)又は始動票札売渡報告書(様式第十七号)」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 条例第七条第二項の規則で定める証紙は、別表第一第二号(1)に掲げる歳入の納付に用いる証紙とする。

別表第一第二号を次のように改める。

二 県税及びその延滞金

(1) 鳥取県税条例第九条第一項の規定に基づく自動車税(同条例第一百十三条の二第二項各号に掲げる期間内に納税義務が発生したものに限り。)及び同条例第一百三十五条の二第一項の規定に基づく自動車取得税並びに同条例第二十四条の規定に基づく自動車取得税に係る延滞金

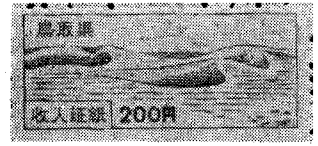
(2) 鳥取県税条例第二百二十四条の規定に基づく狩猟免許税及び同条例第二百五十四条の規定に基づく入猟税  
別表第二を次のように改める。

別表第二

一 別表第一第一号及び第二号(2)に掲げる歳入の納付に用いる証紙

寸法 縦 一九ミリメートル  
横 四〇ミリメートル

橙 色



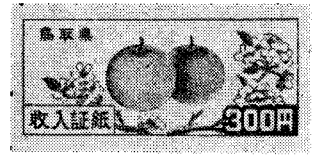
二百円

薄 青 色



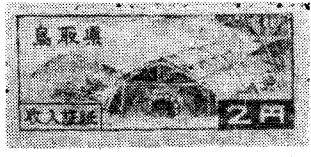
一円

深 緑 色



三百円

墨 色



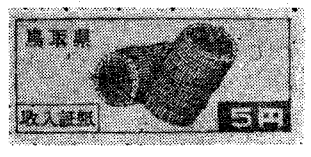
二円

薄 茶 色



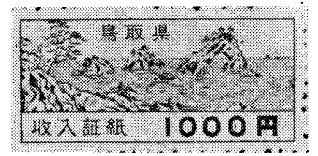
五百円

群 青 色



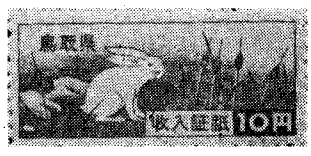
五円

墨 茶 色



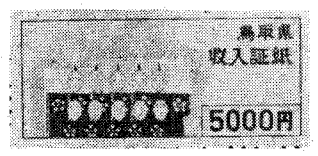
千円

水 浅 黄 色



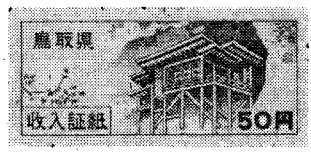
十円

えん じ 脂 色



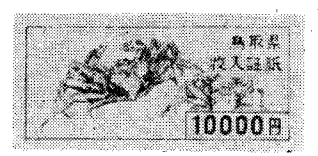
五千円

紫 色



五十円

紅 緋 色



一万円

緑 色



百円

二 別表第一第二号(1)に掲げる歳入の納付に用いる証紙

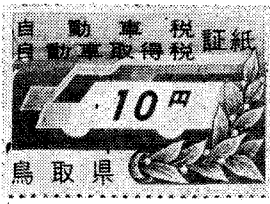
寸法 縦 二五・五ミリメートル  
横 三六ミリメートル

紫 黒 色



五百円

青 黒 色



十円

暗青淡緑黒色



千円

赤 紫 黒 色



五十円

赤淡緑黒色



五千円

緑 黒 色



百円

暗紫淡緑黒色



一万円

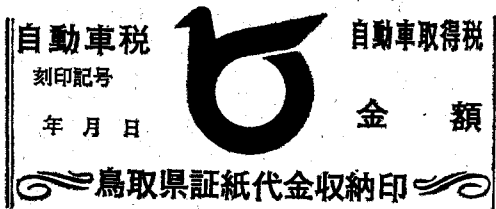
明茶 黒 色



三百円

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三



寸法 縦 25ミリメートル  
横 65ミリメートル

様式第二号を次のように改める。

様式第2号その1 (B列5号)

証紙徴収整理簿

部 課

( 座 名 )

年 月 日	納 入 者	証 紙 徴 収 額 紙 額 は り 付 け 額 円	売 り ざ ば 手 額 手 額 差 引 額 円	手 額 円	差 引 額 円	課 長 印 ( 長 ) 印

備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。

2 この帳簿は、科目 (目又は節) ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。

3 納入者欄は、当日分をまとめて「はか名」として記載することができる。

4 「売りざばき手数料相当額」及び「差引収入となる額」の欄は、月計及び累計のみ記載し、円未満の端数金額を生じたときは、「売りざばき手数料相当額」欄でその端数金額を切り捨て整理する。

様式第2号の2 (B列5号)

証紙徴収整理簿

年月日	納入者	表示金額 円	売りさばき 手数料相当額 円	手 引収入と 差引額 円	課長印

備考 1 この整理簿は、毎年度改冊する。


2 この帳簿は、科目(目又は節)ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。

3 納入者欄は、当日分をまとめて「ほか名」として記載することができる。

4 「売りさばき手数料相当額」及び「差引収入となる額」の欄は、月計及び累計のみ記載し、円未満の端数金額を生じたときは、「売りさばき手数料相当額」欄でその端数金額を切り捨て整理する。

様式第4号の2

様式第四号の次に次の様式を加える。

<b>鳥取県証紙代金収納計器始動票札</b> 刻印記号 交付番号 _____ 交付年月日 _____ 指定金融機関取扱者		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>金額</b> </div>	証紙代金収納 計器取扱者
---	---	--	-----------------

寸法 縦 28ミリメートル

横 185ミリメートル

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第五号の2 (B列5号)

始動票札出納簿

(出納長)

年月日	摘要	受枚	払枚	残枚

- 備考
- 1 この帳簿は、毎年度改冊する。
  - 2 始動票札に記載された金額ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。
  - 3 元売りさばき人から返付を受けた場合は、払欄に朱記する。

様式第六号の次に次の様式を加える。

様式第六号の2 (B列5号)

始動票札受払簿

(元売りさばき人)

年月日	摘要	受枚	払枚	現在金額 円	
				数量枚	金額 円

- 備考
- 1 この帳簿は、毎年度改冊する。
  - 2 始動票札に記載された金額ごとに口座を設け、月計及び累計を付する。
  - 3 小売りさばき人から返還を受けた場合は、払出欄に朱記する。
  - 4 出納長へ返付した場合は、受入欄に朱記する。

様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第七号の2 (B列5号)

始 動 票 札 交 付 請 求 書

始動票札に記 載された金額	既 受 領 始 動 票 札			今 回 請 求 数 量	備 考
	受 枚	払 枚	残 枚		

上記のとおり請求します。

年 月 日

元売りさばき人

鳥取県知事

殿

住所氏名

印



様式第8号の2 (B列5号)

様式第八号の次に次の一様式を加える。

始 動 票 札 交 付 原 票					
副出納長	室長補佐	係 長	合 議	主 査	
年 月 日, 送 付					
元売りさばき人渡					
2,000,000円		1,000,000円		合 計 額	
枚		枚		円	

..... 印 .....

始 動 票 札 送 付 書					
1 始動票札 枚 内 訳					
2,000,000円		1,000,000円		合 計 額	
枚		枚		円	
上記のとおり送付します。					
年 月 日					
元売りさばき人 御中				鳥取県出納長 印	

..... 印 .....

始 動 票 札 領 収 書					
1 始動票札 枚 内 訳					
2,000,000円		1,000,000円		合 計 額	
枚		枚		円	
上記のとおり領収しました。					
年 月 日					
鳥取県出納長 殿				元売りさばき人 印	

様式第13号の2 (B列5号)

始動票札請求書

様式第十三号の次に次の様式を加える。

請求する	刻印記号	鳥	(	税)
	請求枚数			枚
始動票札	表示金額の総額	㊦		円
	売りさばき手数料	㊧		円
	払込金額	㊦-㊧		円

上記の始動票札を請求します。

年 月 日

殿

小売りさばき人

住所

氏名

印

※	交付番号
交付枚数	No. から No. まで

上記の始動票札及び売りさばき手数料¥ を領収しました。

氏名

印

備考 ※印欄は、元売りさばき人において記入すること。

様式第十五号の次に次の様式を加える。

様式第15号の2 (B列5号)

始動票札返還請求書

ヤ

ただし

(返還の理由)

内 訳

始動票札 No. M 交付番号 から まで	始動票札に記録 された金額 ① 円	既に した 表 額 ② 円	差 引 金 ③ 円	未 表 額 ④ 円	手数料額 ⑤ 円	差引現金 ⑥ 円
計						

上記の始動票札を 年 月 日 年 月 日に受領したことを証明します。

元売りさばき人

印

上記のとおり始動票札を添えて現金の支払を請求します。

年 月 日  
鳥取県知事 殿

小売りさばき人

住所  
氏名

印

様式第十六号中「証紙売却及び報告書」や「証紙完渡報告書」は次の  
同様式の次に次の様式を加える。

様式第17号 (B列5号)

始動票札完渡報告書

始動票札 に記録さ れた金額	受 入 数		払 出 数		現在数	備考
	本月分	前月まで の分	計	計		
計						

上記のとおり報告します。

年 月 日

元売りさばき人

印

鳥取県出納長 殿

備考 1 受入数欄には、出納長から交付を受けた枚数を記入する。

2 払出数欄には、小売りさばき人に交付した枚数を記入する。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】